

東日本大震災における 農地・農業用施設災害 復旧・復興の状況

令和7年7月
農林水産省 防災課・地域整備課

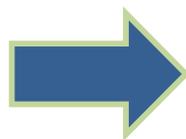
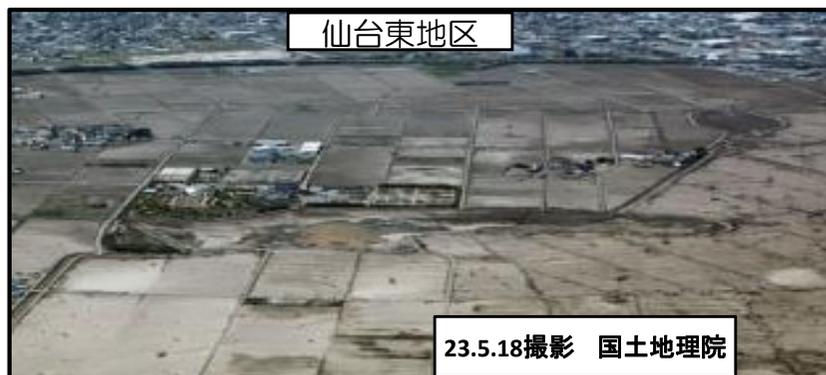
農地・農業用施設等の復旧の進捗状況

農地は、津波被災した農地21,480haから農地転用されたもの等を除いた19,640haのうち、18,920ha (96%) が営農再開可能

排水機場は、復旧が必要な主要な96箇所の全てが完了

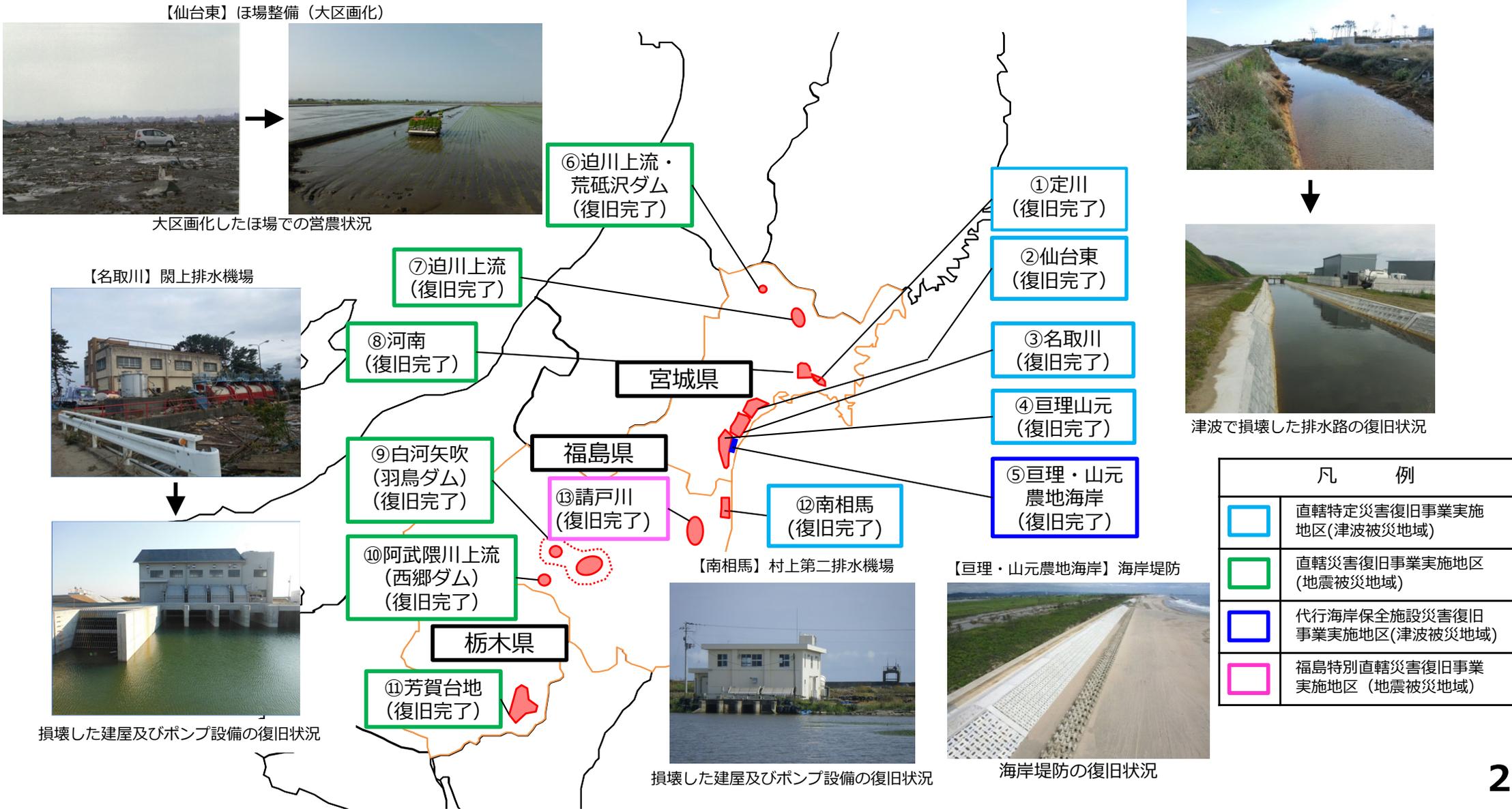
農地海岸堤防は、復旧が必要な122地区のうち、119地区 (98%) で完了

項目	被害状況	復旧状況 (令和7年3月末時点) (%)										備考
		0	10	20	30	40	50	60	70	80	90	
農地	津波被災農地(農地転用が行われたもの(見込みを含む)を除く) 19,640ha	96% (18,920haで営農再開可能)										<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度内に50haが営農再開が可能となった。 一部、大区画化ほ場整備を実施。
排水機場	主要な排水機場 96箇所	100% (96箇所全てで復旧完了)										<ul style="list-style-type: none"> 全ての排水機場で復旧完了。
農地海岸堤防	福島県の未査定3地区を含む 122地区	98% (復旧完了:119地区)										<ul style="list-style-type: none"> 福島県の避難指示区域内の3地区を除き、全ての農地海岸で復旧完了。



農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施

土地改良法特例法等に基づき、東日本大震災により被災した農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施。令和5年度までに全地区が完了。



農地の復旧にあわせた、ほ場の大区画化への取組

地震・津波で被災した地域において、直轄事業や復興交付金等の活用により農地の大区画化に取り組み中。

農地の大区画化の県別面積 (ha) (令和6年3月末時点)

県名	大区画化に取り組む地区の計画面積 (注1)	整備完了面積【全体】	左記のうち大区画化を行った面積 (注2)
岩手県	50	50	10
宮城県	6,360	6,360	5,370
福島県	1,970	1,800	1,450
計	8,380	8,210	6,830

注1：津波被災農地と一体的に整備する農地を含む。
注2：大区画化とは、農地を0.5ha以上の区画に整備するもの。

大区画化整備したほ場 (大曲地区 (宮城県東松島市))



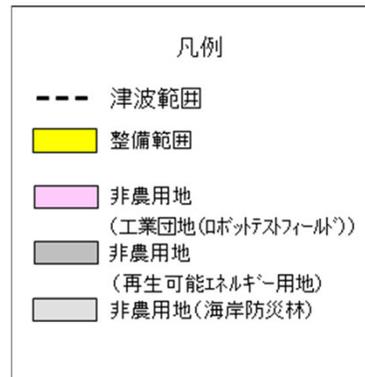
整備前



(提供: 国土地理院) 整備後

事例：福島再生加速化交付金(原町東地区(福島県南相馬市))大区画化整備図

原町東地区 (地区面積：525ha) は、生産性の高い大規模な営農を展開するため、被害が甚大であった農地の復旧と併せて、ほ場の大区画化 (10～30a→標準区画1.2ha) を実施。



※津波範囲は、「東日本大震災 南相馬市災害記録誌」(南相馬市、平成25年3月発行)による。

原子力被災12市町村の農地・農業用施設等の復旧・整備

原子力被災12市町村の営農再開に向けて、農地・農業用施設等の災害復旧事業を実施。県や市町村による農地・農業用施設等の災害復旧事業が迅速に進むよう支援。農家の帰還状況等を踏まえ、担い手の確保と持続的経営が可能となる農地の大区画化・汎用化を行い、高収益作物への転換や生産性の向上を促進。

これまでの主な取組

農業用施設等の復旧

- 南相馬市及び浪江町の排水機場について、知事から要請を受け、直轄で復旧工事を実施し、8 機場全て完了。
- 国営かんがい排水事業「請戸川地区」の大柿ダム、幹線用水路等について、直轄で復旧工事を実施し完了。
- 農地海岸については、帰還困難区域の3地区を除いて復旧工事が完了。



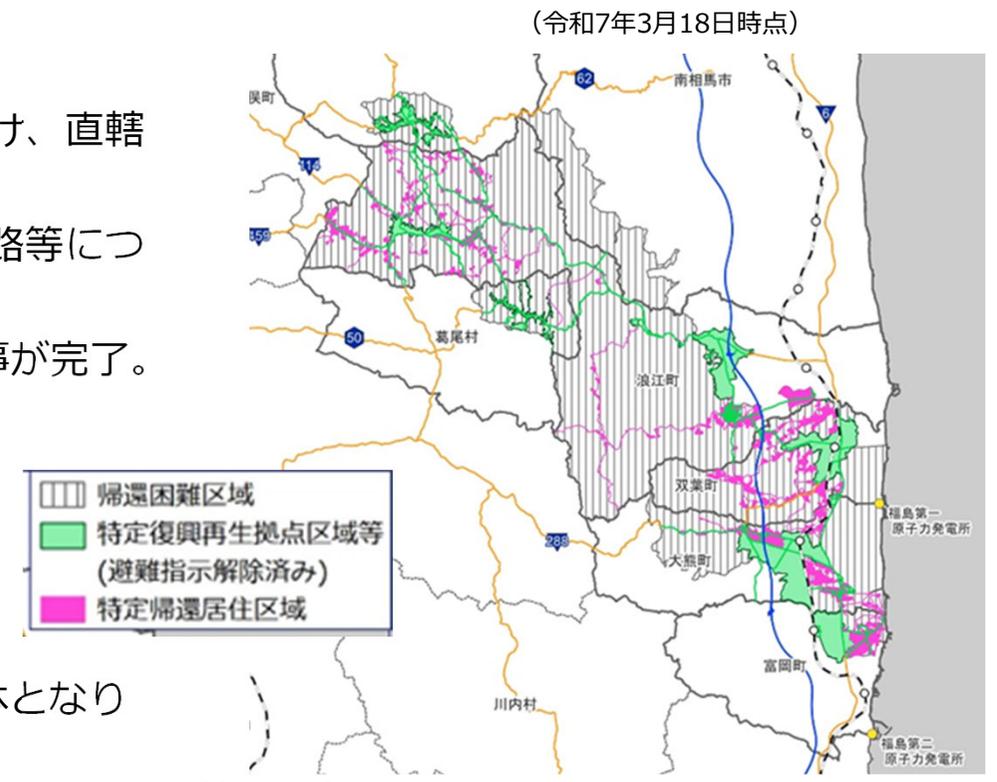
排水機場の復旧状況(谷地排水機場)

- 農地整備については、農業者の帰還を促しつつ、県が事業主体となり整備要望の約8割に着手、うち約6割で整備を完了している。

農地の整備状況 (農地整備対象面積は整備済と整備予定の合計で4,460ha) (令和7年3月暫定値)



* 農地整備の主な内容は大区画化等。



◇馬場西地区(南相馬市)◇

